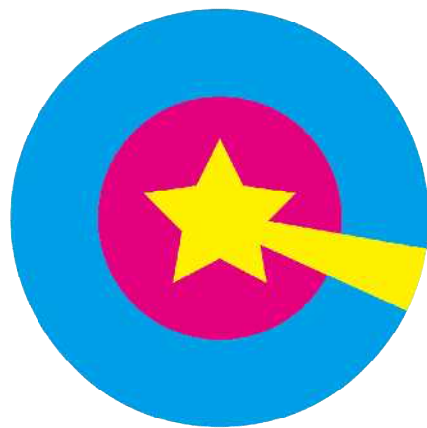


西脇市自転車ネットワーク計画



平成30年8月

西 脇 市

目 次

第1章	はじめに	
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	1
3	対象区域	2
4	計画期間	2
5	参考とした資料等	3
第2章	自転車交通の現状と課題	
1	自転車交通の現状と課題	3
第3章	基本方針・計画目標	
1	基本方針・計画目標	4
第4章	路線の選定	
1	自転車ネットワーク検討対象エリアの選定	4
2	自転車ネットワーク路線の選定	6
第5章	自転車通行空間の整備形態	
1	整備形態	10
2	整備形態選定の考え方	14
3	自転車ネットワーク路線の整備形態（完成形態）	16
第6章	当面の整備計画	
1	優先整備路線の選定	19
2	当面の整備計画	19
第7章	自転車の交通安全に向けた取組（ソフト対策）	
1	交通安全教育の推進	22
2	交通安全に関する普及啓発活動の推進	23

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

自転車は、買物や通勤、通学、子どもの送迎等、日常生活における身近な移動手段として、子どもから高齢者まで幅広く、多くの人々に利用されています。

一方、自転車は道路交通法上の「車両」であり、「車道の左側」を通行することが原則とされているものの、ルールやマナーに対する意識が低いことから、歩道上を徐行せずに通行するなどの無秩序な利用が見受けられます。

このような中、平成24（2012）年11月には、国土交通省と警察庁により「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28（2016）年7月改定）が策定され、「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という観点に基づき、自転車通行空間として重要な路線を対象とした面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間整備のための自転車通行空間設計の考え方等について提示されました。

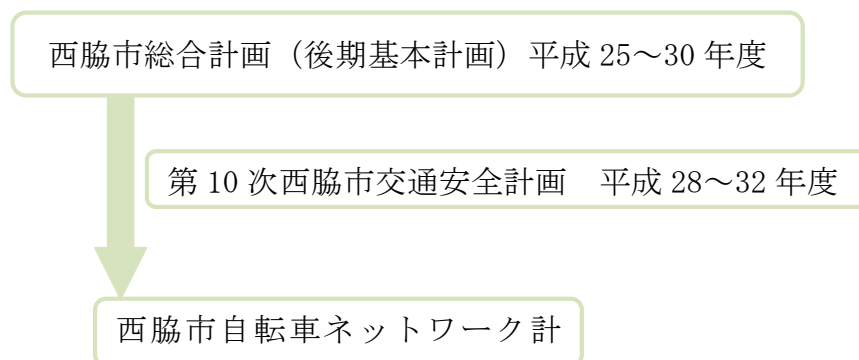
西脇市においても、「西脇市総合計画」の中で「暮らしの安全を守り、安心が実感できるまち」を掲げており、その中で交通安全に係る施策の展開方針として「総合的な交通安全対策の推進」を示しています。さらに、西脇市総合計画との整合を図り、市の交通安全対策に係る施策の大綱を定めた、「第10次西脇市交通安全計画」（平成29（2017）年2月策定）の中で「自転車の安全確保」に取り組もうとしています。

こうした上位計画に基づき、自転車通行空間の確保や自転車利用環境の改善等を目的に「西脇市自転車ネットワーク計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、西脇市の上位計画や現況を踏まえ「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車の安全な利用を促進する整備について長期的な整備方針を定めました。

【上位計画】



3 対象区域

西脇市は、兵庫県のほぼ中央部、東経 135度と北緯35度が交差する「日本列島の中心」に位置しています。地形的には、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあり、標高 200～ 600mの山々・丘陵に囲まれており、中央部を加古川が流れ、杉原川、野間川沿いの平野部に集落が形成されています。

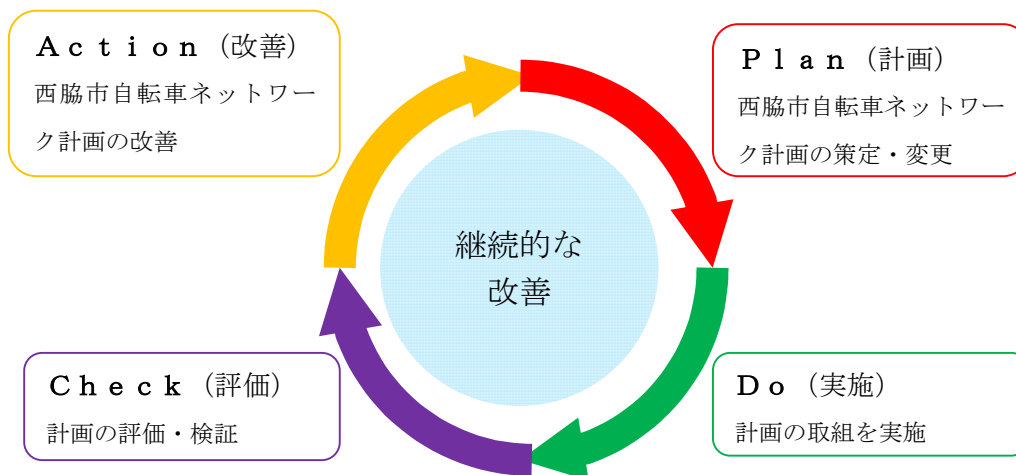
交通条件として、道路については、南北に国道 175号が走り、市中心部から北西部にかけては国道 427号が走っており、鉄道については、加古川沿いに J R 加古川線が通っています。

本計画ではまず、主要な路線のうち実現可能路線、緊急に対策を要する路線を対象区域として計画策定を行います。また、自転車交通の状況から必要と判断した路線や、新たに整備に着手する路線が生じた段階で必要に応じて検討、追加することとします。

4 計画期間

本計画は、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。ただし、進捗状況、市民意向や社会情勢の変化などに柔軟に対応し、対象区域の拡大も含めて、期間内であっても必要に応じて変更を行います。

また、本計画を推進していくために、計画（Plan）の取組を実施（Do）するとともに、自転車ネットワークの整備状況を踏まえて、計画の評価（Check）を行い、必要に応じて計画の改善（Action）を実施していきます。



5 参考とした資料等

本計画は、次に示す資料等を参考にしています。

名 称	発 行
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」	平成24（2012）年11月 国土交通省道路局 警察庁交通局
「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言	平成28（2016）年3月 安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（一部改定）	平成28（2016）年7月 国土交通省道路局 警察庁交通局
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に対する兵庫県としての補足事項	平成30（2018）年3月 兵庫県道路交通環境安全推進連絡会議

第2章 自転車交通の現状と課題

1 自転車交通の現状と課題

西脇市の自転車利用の状況は、日常生活における身近な移動手段として使われている中心市街地と市内の中学校、市内及び隣接市町の高等学校に通う生徒らの通学に使用されている路線が自転車交通量の多い路線となっています。市内の4つの中学校及び3つの高等学校の生徒数 2,902人のうち 2,153人、約74%が自転車通学となっています（平成30年1月調査）。

一方、西脇市における全人身事故に占める自転車関係事故の割合は約12%となっており、対策が必要となっています。

西脇市の自転車利用が多い路線の中には、道路幅が狭く自動車交通量も多い危険な状態となっています。また、歩道等が整備された路線の多くは自転車と歩行者が混在する状況にあり、歩行者の安全確保と安全で快適な自転車利用を促進するためには、自転車通行空間の確保を図る必要があります。

年 区分	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	合計
人身事故数（件）	250	255	203	192	163	1,063
自転車関連事故数（件）	22	35	28	23	24	132
割合（%）	9	14	14	12	15	12

第3章 基本方針・計画目標

1 基本方針・計画目標

本計画策定に向けて、基本方針・計画目標を次のように設定し、策定します。

【基本方針】

西脇市における安全で快適な歩行者・自転車の通行空間の確保を図るため、次の3つの基本方針のもと本計画を策定していきます。

○西脇市の交通特性に応じた自転車通行空間の確保

○安全で快適な自転車利用環境の形成

○自転車利用者のルール遵守、マナー向上

【計画目標】

西脇市の自転車交通状況を踏まえ自転車ネットワークを構築し、歩行者も含め「安全で快適に移動できる道路空間整備」を計画目標とし、本計画の目標年次に達成すべき目標（数値目標）を設定します。

計画目標値（整備率） 68%

計画整備延長 9.46km（14路線）

※計画目標値（整備率）68% ÷ 9.46 km（P20 自転車ネットワーク路線の整備計画（当面の整備）合計延長） / 13.87 km（P17 自転車ネットワーク路線の整備形態（完成形態）合計延長）

第4章 路線の選定

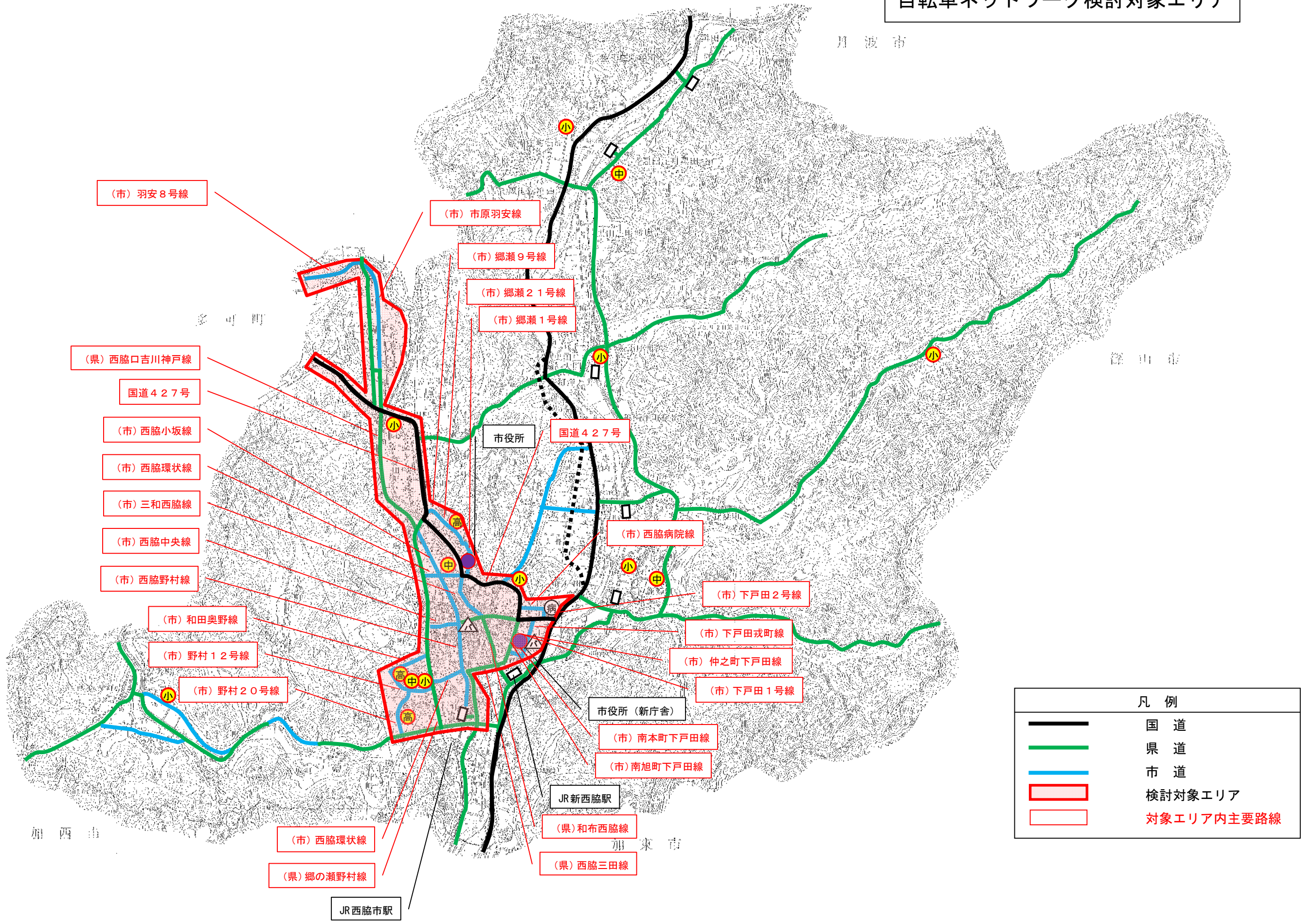
1 自転車ネットワーク検討対象エリアの選定

本計画では、市域全体ではなく、当面整備の必要性が高い西脇市中心部の拠点（市役所、学校、病院、駅）及び高校生の通学が多い多可町との連絡道路範囲を検討対象エリアとします。

参照図面

（P5 自転車ネットワーク検討対象エリア）

自転車ネットワーク検討対象エリア



凡例	
	国道
	県道
	市道
	検討対象エリア
	対象エリア内主要路線

2 自転車ネットワーク路線の選定

対象路線の選定については、学校等諸施設の配置状況、各路線の自転車交通量、自転車関連交通事故の発生状況等を整理した上で、西脇市内主要幹線道路網の中から自転車ネットワーク検討対象路線を選定することとします。西脇市内の主要幹線道路網の交通概況を整理した結果は、「市内各路線の交通概況図」のとおりです。

また、上記の交通概況に加えて、次の①～③のような路線を適宜組み合わせて自転車ネットワーク路線を選定するものとします。

- ①地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う公共施設、学校等を結ぶ路線
- ②隣接する多可町と西脇市を結ぶ路線のうち、現在事業中である市道市原羽安線やJR西脇市駅までの南北をつなぐ軸となる路線
- ③市役所（新庁舎）や西脇病院から中心市街地を結ぶ東西の軸となる路線

現在、国道 175号西脇北バイパスが事業中であり、開通後の交通状況が変化することが予想されるため、今後、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、ガイドラインの変更や自転車を取り巻く社会環境及び地域の交通特性が変化した場合などにおいても、必要に応じて計画の見直しを行います。

選定した結果は、下表及び「西脇市自転車ネットワーク路線図」のとおりです。

自転車ネットワーク路線一覧表

番号	路線名	区間	延長
①	(市)市原羽安線	羽安町交差点～市道大木2号線交差点	1.73km
	(一)中安田市原線	市道大木2号線交差点～市原東交差点	0.64km
②	(一)西脇口吉川神戸線	市原東交差点～小坂町交差点	2.15km
③	国道 427号	春日橋東詰交差点～日野大橋	2.00km
	(一)西脇口吉川神戸線	春日橋東詰交差点～小坂町交差点	0.22km
④	(市)西脇小坂線	小坂町交差点～西脇中央交番前交差点	1.54km
	(市)野村西脇線	西脇中央交番前交差点～市道中本町和田1号線交差点	0.14km
⑤	(市)野村西脇線	市道中本町和田1号線交差点～市道西脇環状線交差点	0.65km
⑥	(市)野村西脇線(緑道)	市道西脇環状線交差点～市道野村西工線交差点	0.56km
⑦	国道 427号	上戸田南交差点～市道下戸田2号線交差点	0.11km
⑧	国道 427号	市道上戸田2号線交差点～下戸田北交差点	0.22km
	国道 427号	下戸田北交差点～上野交差点	0.23km
⑨	(主)西脇停車場線	上野交差点～西脇中央交番前交差点	0.92km

自転車ネットワーク路線一覧表

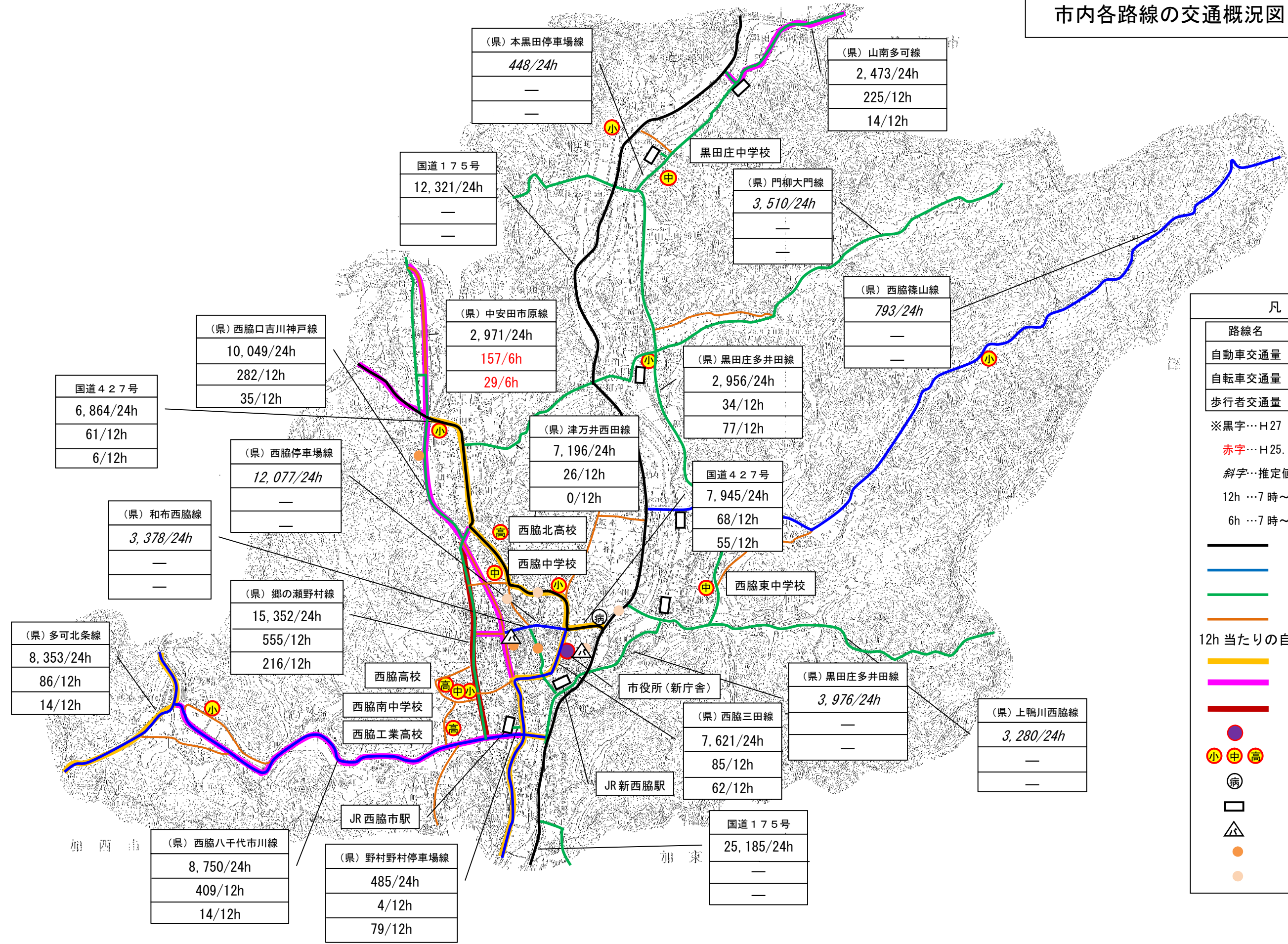
番号	路線名	区間	延長
⑩	(市)西脇中央線	西脇中央交番前交差点～高田井南交差点	0.49km
⑪	(市)三和西脇線	三和橋東詰交差点～豊川町交差点	0.80km
⑫	(市)西脇環状線	西脇大橋交差点～重春交差点	0.58km
⑬	(市)野村5号線	市道野村西工線交差点～西脇市駅	0.13km
⑭	(市)下戸田戎町線	下戸田中交差点～市道南本町下戸田線交差点	0.22km
⑮	(市)仲之町下戸田線	下戸田中交差点～市道下戸田1号線交差点	0.11km
⑯	(市)下戸田1号線	市道仲之町下戸田線交差点～市道南本町下戸田線交差点	0.22km
⑰	(市)南本町下戸田線	市道下戸田1号線交差点～市道下戸田戎町線交差点	0.11km
⑱	(市)南旭町下戸田線	主要地方道西脇三田線交差点～市道下戸田1号線交差点	0.10km
⑲	(市)羽安8号線	市町境～羽安町交差点	0.92km
⑳	国道427号	市町境～市原東交差点	1.37km
㉑	(市)郷瀬9号線	国道427号～市道郷瀬21号線交差点	0.07km
	(市)郷瀬21号線	市道郷瀬9号線交差点～市道郷瀬13号線交差点	0.40km
	(市)郷瀬13号線	市道郷瀬21号線交差点～市道郷瀬4号線交差点	0.12km
	(市)郷瀬4号線	市道郷瀬13号線交差点～市道郷瀬1号線交差点	0.18km
	(市)郷瀬1号線	市道郷瀬4号線交差点～国道427号	0.60km
㉒	国道427号	市道郷瀬1号線交差点～三和橋東詰交差点	0.09km
	(市)西脇環状線	三和橋東詰交差点～西脇中学校南交差点	0.35km
㉓	国道427号	上野交差点～上野中交差点	0.18km
	(市)西脇病院線	上野中交差点～市道下戸田2号線交差点	0.40km
	(市)下戸田2号線	市道西脇病院線交差点～国道427号	0.15km
㉔	(主)西脇三田線	上野交差点～下戸田交差点	0.51km
㉕	(一)郷瀬野村線	高田井南交差点～重春南交差点	1.00km
㉖	(市)和田奥野線	和田町交差点～市道野村12号線交差点	0.60km
	(市)野村12号線	市道和田奥野線交差点～重春南交差点	0.85km
㉗	(市)野村20号線	市道野村12号線交差点～西脇工業高校前	0.55km
合 計			22.21km

参照図面

(P8 市内各路線の交通概況図)

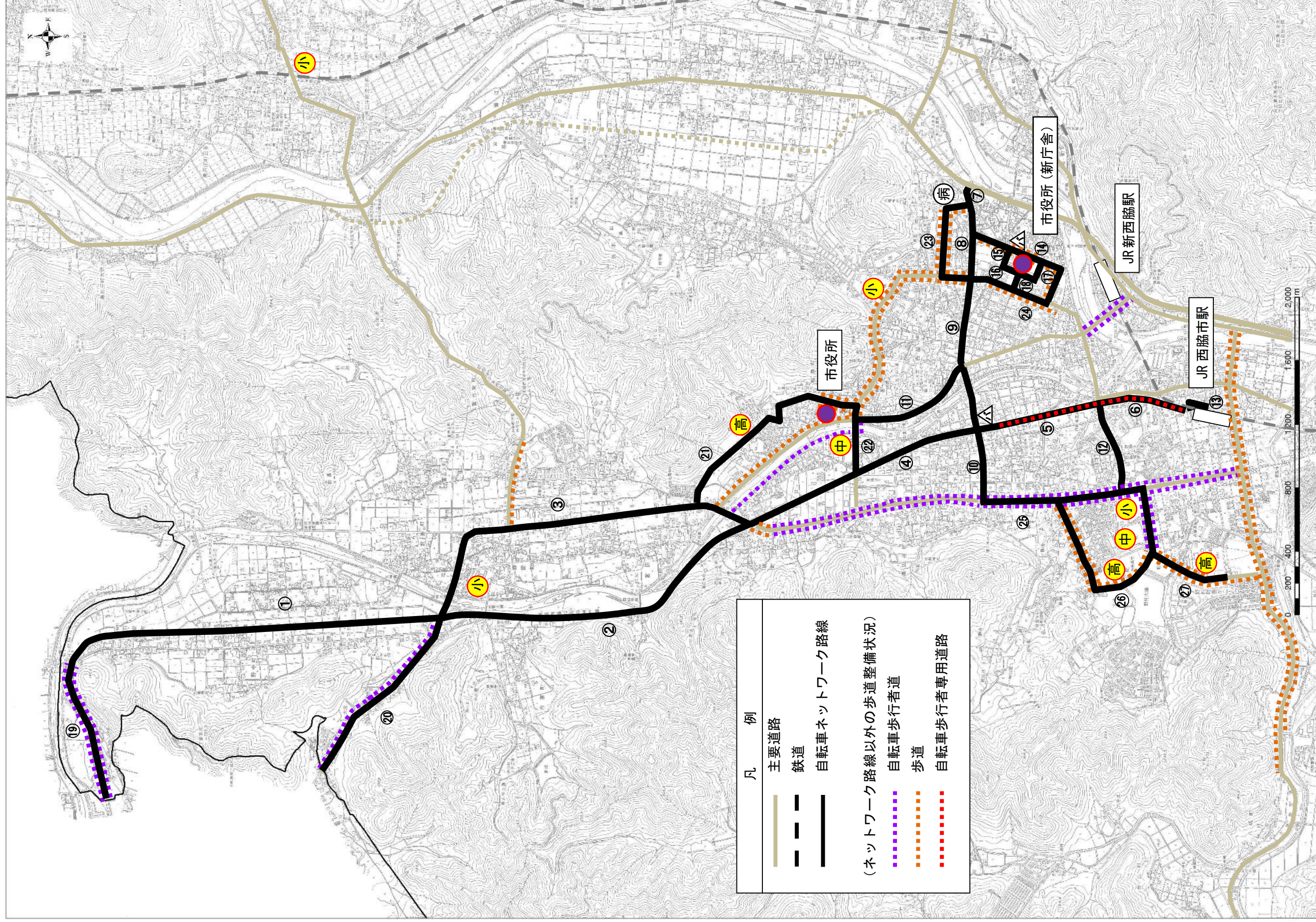
(P9 西脇市自転車ネットワーク路線図)

市内各路線の交通概況図



凡 例	
路線名	区間交通量
自動車交通量	
自転車交通量	
歩行者交通量	
※黒字…H27 交通センサス値	
赤字…H25.11.28 実測値	
斜字…推定値	
12h …7時～19時	
6h …7時～10時, 16時～19時	
—	国道
—	主要地方道
—	一般県道
—	主要市道
12h 当たりの自転車交通量	
—	50 台以上
—	100 台以上
—	500 台以上
●	市役所
小 中 高	学校 (小中高)
病	病院
□	鉄道拠点
△	バス拠点
●	死亡事故箇所
●	重傷事故箇所

西脇市自転車ネットワーク路線図

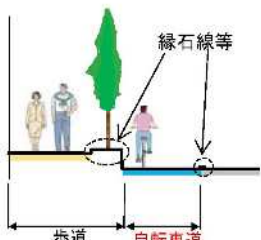

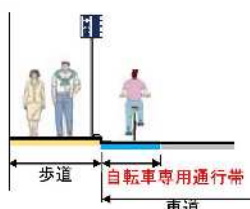




第5章 自転車通行空間の整備形態

1 整備形態

本計画では、自転車ネットワーク路線に対して、歩行者と自転車の分離を基本に、「自転車道」、「自転車専用通行帯（自転車レーン）」、「自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）」、整備済の「自転車歩行者専用道路」とします。

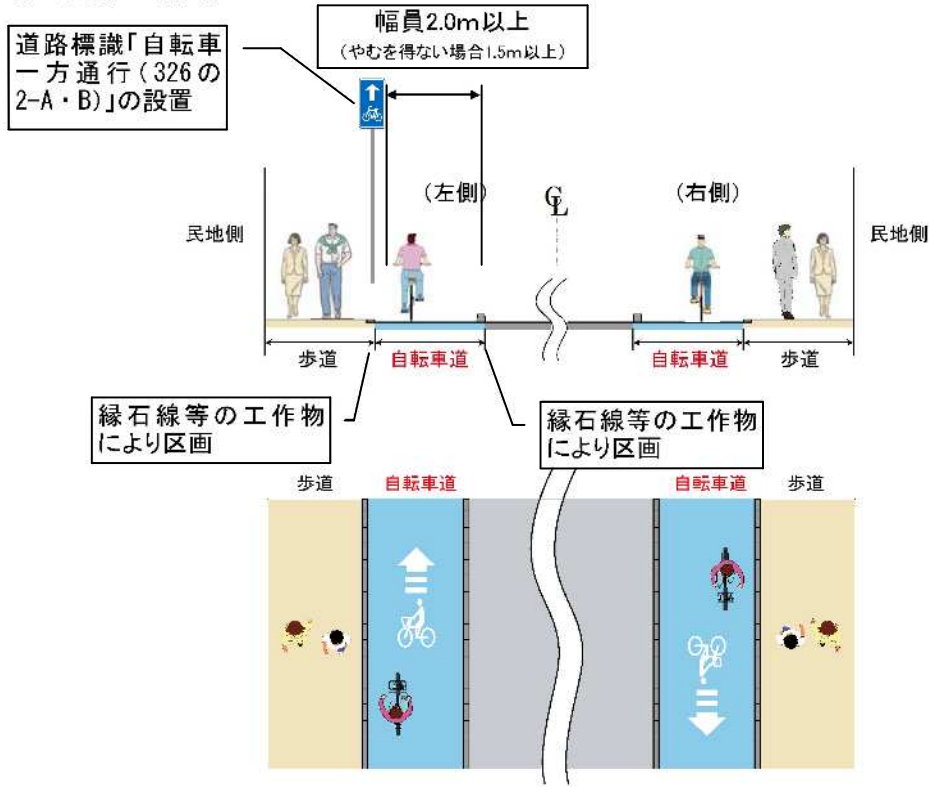
< 基本的な整備形態（イメージ） >

整備形態	【整備イメージ】
自転車道	  <p>緑石線等</p> <p>歩道 自転車道</p> <p>歩道 自転車道</p>
自転車専用通行帯（自転車レーン）	   <p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p>
自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）	<p>(1) 歩道のある道路における対策</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p> <p>ピクトグラム等を設置</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>歩道 車道</p> <p>※矢羽根型踏面表示は外縁の下に車輪させることができる</p>

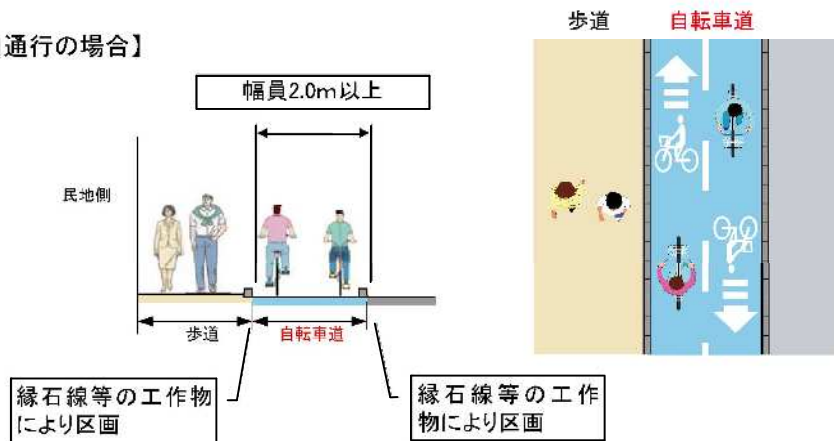
(1) 自転車道

自転車道とは、歩行者と自動車から物理的に分離された自転車専用の道路のことで、自動車の速度や交通量、歩行者の交通状況に影響されることなく通行できる形態です。

【一方通行の場合】



【双方向通行の場合】



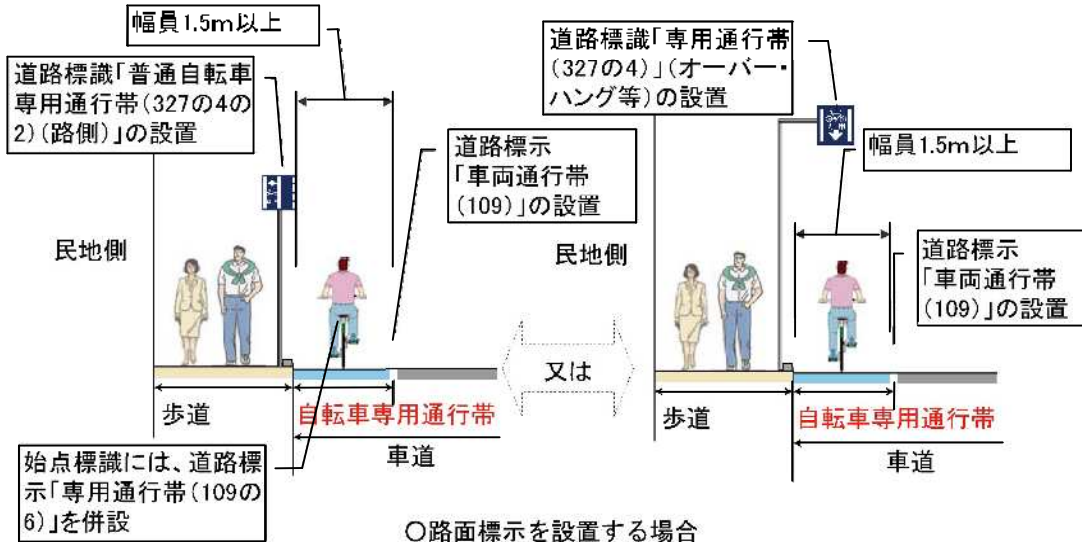
(2) 自転車専用通行帯（自転車レーン）

自転車専用通行帯（自転車レーン）とは、車道に設けられる自転車専用の通行帯のことで、歩行者並びに原付など軽車両以外の車両の双方から空間的に分離された形態です。

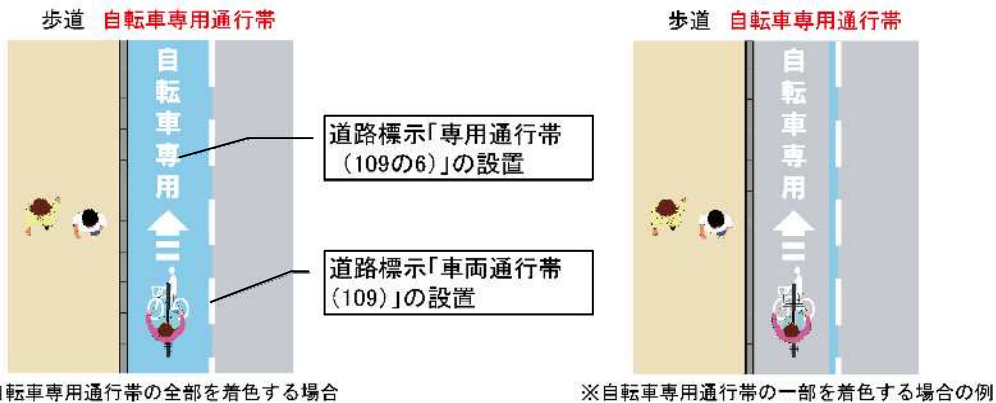
【歩道のある道路】

○路側標識を設置する場合

○架空標識を設置する場合

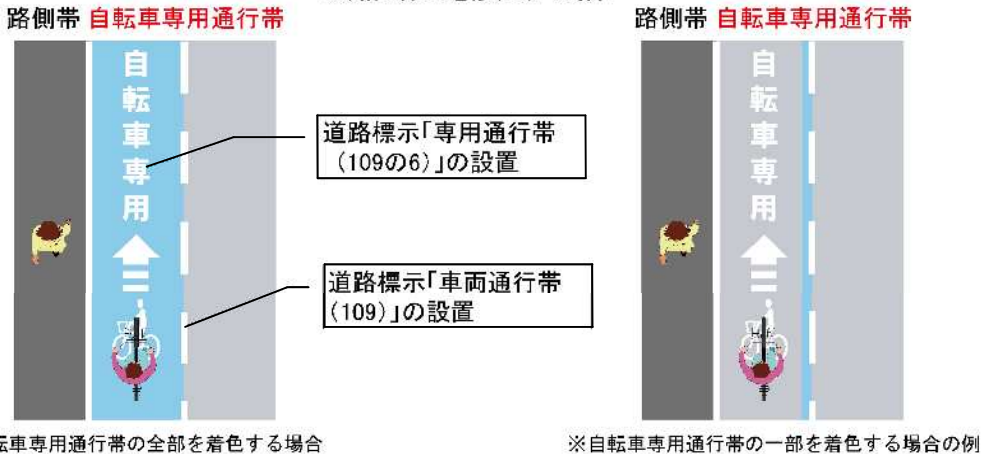


○路面標示を設置する場合



【歩道のない道路】（路側帯のある道路）

○路面標示を設置する場合



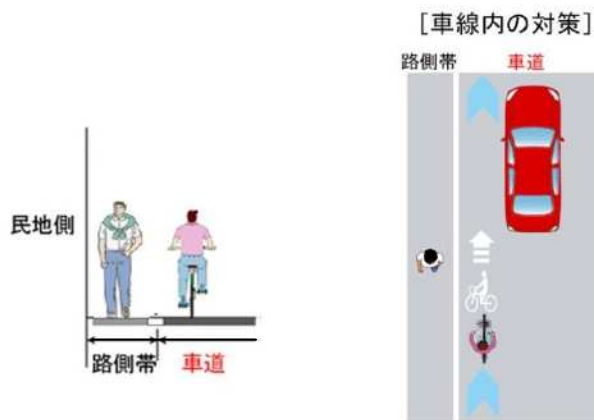
(3) 自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）

車道混在とは、車道内を自転車と自動車が縦列で混在しながら通行する、歩行者と空間的に分離された形態です。

【歩道のある道路】



【歩道のない道路】（路側帯のある道路）



※自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）については、利用者が交通規制のある自転車専用通行帯と混同することを防ぐため、帯状の路面表示については使用せず、混在することが想定される空間として、矢羽根型路面表示を設置することとします。

2 整備形態選定の考え方

自転車ネットワーク路線における整備形態の選定は、西脇市の交通状況や道路構造を踏まえて、下記の図に基づいて、区間ごとの整備形態を選定します。

(1) 交通状況を踏まえた整備形態の選定

	A 自動車の速度が高い道路	B A,C以外の道路	C 自動車の速度が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	構造的な分離	視覚的な分離	混在
目安※	速度が50km/h超	A,C以外の道路	速度が40km/h以下、かつ 自動車交通量が4,000台以下
整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在(自転車と自動車を 車道で混在)

※ 参考となる目安を示したものであるが、分離の必要性については、各地域において、交通状況等に応じて検討することができる。

(3) 自転車ネットワーク路線の整備形態（完成形態）

これまでの検討を踏まえ、第4章の2で選定した自転車ネットワーク路線について、将来目指すべき整備形態を下表のとおり決定しました。

自転車ネットワーク路線の整備形態（完成形態）

番号	路線名及び区間	延長	完成形態
①	(市)市原羽安線（羽安町交差点～市道大木2号線交差点）	1.73km	自転車専用通行帯
	(一)中安田市原線（市道大木2号線交差点～市原東交差点）	0.64km	自転車専用通行帯
②	(一)西脇口吉川神戸線（市原東交差点～小坂町交差点）	2.15km	自転車専用通行帯
③	国道427号（春日橋東詰交差点～日野大橋）	2.00km	車道混在
	(一)西脇口吉川神戸線（春日橋東詰交差点～小坂町交差点）	0.22km	車道混在
④	(市)西脇小坂線（小坂町交差点～西脇中央交番前交差点）	1.54km	自転車専用通行帯
	(市)野村西脇線（西脇中央交番前交差点～市道中本町和田1号線交差点）	0.14km	自転車専用通行帯
⑤	(市)野村西脇線（市道中本町和田1号線交差点～市道西脇環状線交差点）	0.65km	自転車専用通行帯
⑥	(市)野村西脇線（緑道）（市道西脇環状線交差点～市道野村西工線交差点）	0.56km	自転車歩行者専用道路（整備済）
⑦	国道427号（上戸田南交差点～市道下戸田2号線交差点）	0.11km	自転車専用通行帯
⑧	国道427号（市道下戸田2号線交差点～下戸田北交差点）	0.22km	自転車専用通行帯
	国道427号（下戸田北交差点～上野交差点）	0.23km	自転車専用通行帯
⑨	(主)西脇停車場線（上野交差点～西脇中央交番前交差点）	0.92km	自転車専用通行帯
⑩	(市)西脇中央線（西脇中央交番前交差点～高田井南交差点）	0.49km	自転車専用通行帯
⑪	(市)三和西脇線（三和橋東詰交差点～豊川町交差点）	0.80km	自転車専用通行帯

自転車ネットワーク路線の整備形態（完成形態）

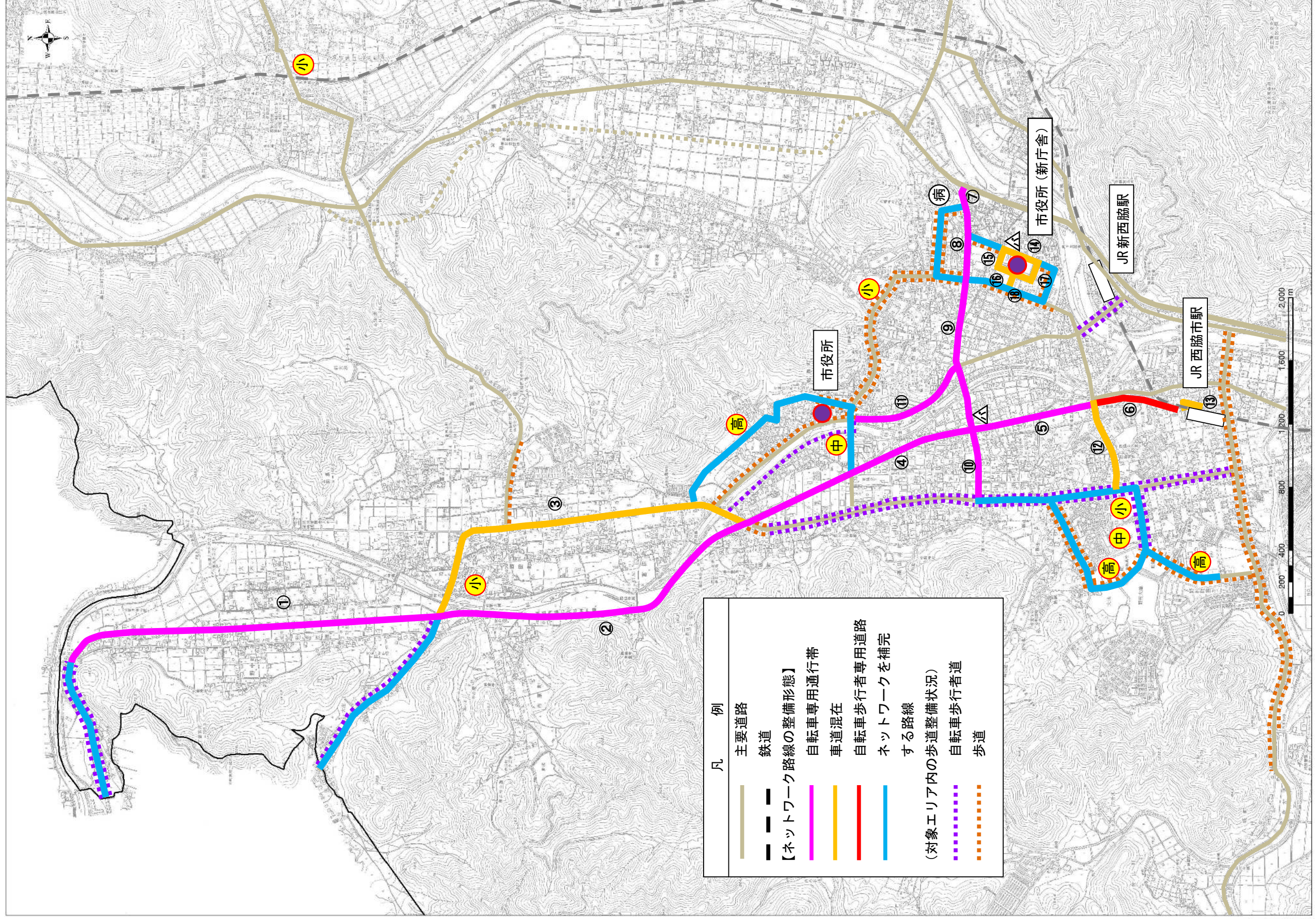
番号	路線名及び区間	延長	完成形態
⑫	(市)西脇環状線（西脇大橋交差点～重春交差点）	0.58km	車道混在
⑬	(市)野村5号線（市道野村西工線交差点～西脇市駅）	0.13km	車道混在
⑭	(市)下戸田戎町線（下戸田中交差点～市道南本町下戸田線交差点）	0.22km	車道混在
⑮	(市)仲之町下戸田線（下戸田中交差点～市道下戸田1号線交差点）	0.11km	車道混在
⑯	(市)下戸田1号線（市道仲之町下戸田線交差点～市道南本町下戸田線交差点）	0.22km	車道混在
⑰	(市)南本町下戸田線（市道下戸田1号線交差点～市道下戸田戎町線交差点）	0.11km	車道混在
⑱	(市)南旭町下戸田線（主要地方道西脇三田線交差点～市道下戸田1号線交差点）	0.10km	車道混在
合 計		13.87km	

※関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

参照図面

（P18 西脇市自転車ネットワーク計画図（完成形態））

西脇市自転車ネットワーク計画図（完成形態）



第6章 当面の整備計画

1 優先整備路線の選定

第5章で定めた路線毎の整備形態と現況を考慮し、10年間で整備を進める路線を優先整備路線として選定し、効率的かつ効果的に整備を進めることとします。なお、優先整備路線から除外した路線については、ネットワークを補完する路線として計画図に明示することとします。

2 当面の整備計画

優先整備を行う自転車ネットワーク路線を選定し、各路線における整備形態を下表のとおり整理しました。

自転車ネットワーク路線の整備計画（当面の整備）

番号	路線名	区間	整備形態	延長	道路管理者
①	(市)市原羽安線	羽安町交差点～市道大木2号線交差点	自転車専用通行帯	1.73km	西脇市
	(一)中安田市原線	市道大木2号線交差点～市原東交差点	自転車専用通行帯	0.64km	兵庫県
③	国道427号	春日橋東詰交差点～日野大橋	車道混在	2.00km	兵庫県
	(一)西脇口吉川神戸線	春日橋東詰交差点～小坂町交差点	車道混在	0.22km	兵庫県
④	(市)西脇小坂線 (市)野村西脇線	小坂町交差点～市道中本町和田1号線交差点	自転車専用通行帯	1.68km	西脇市
⑦	国道427号	上戸田南交差点～市道下戸田2号線交差点	自転車専用通行帯	0.11km	兵庫県
⑧	国道427号	市道下戸田2号線交差点～下戸田北交差点	自転車専用通行帯	0.22km	兵庫県
		下戸田北交差点～上野交差点	自転車専用通行帯	0.23km	
⑩	(市)西脇中央線	西脇中央交番前交差点～高田井南交差点	自転車専用通行帯	0.49km	西脇市
⑪	(市)三和西脇線	三和橋東詰交差点～豊川町交差点	自転車専用通行帯	0.80km	西脇市
⑫	(市)西脇環状線	西脇大橋交差点～重春交差点	車道混在	0.58km	西脇市

自転車ネットワーク路線の整備計画（当面の整備）

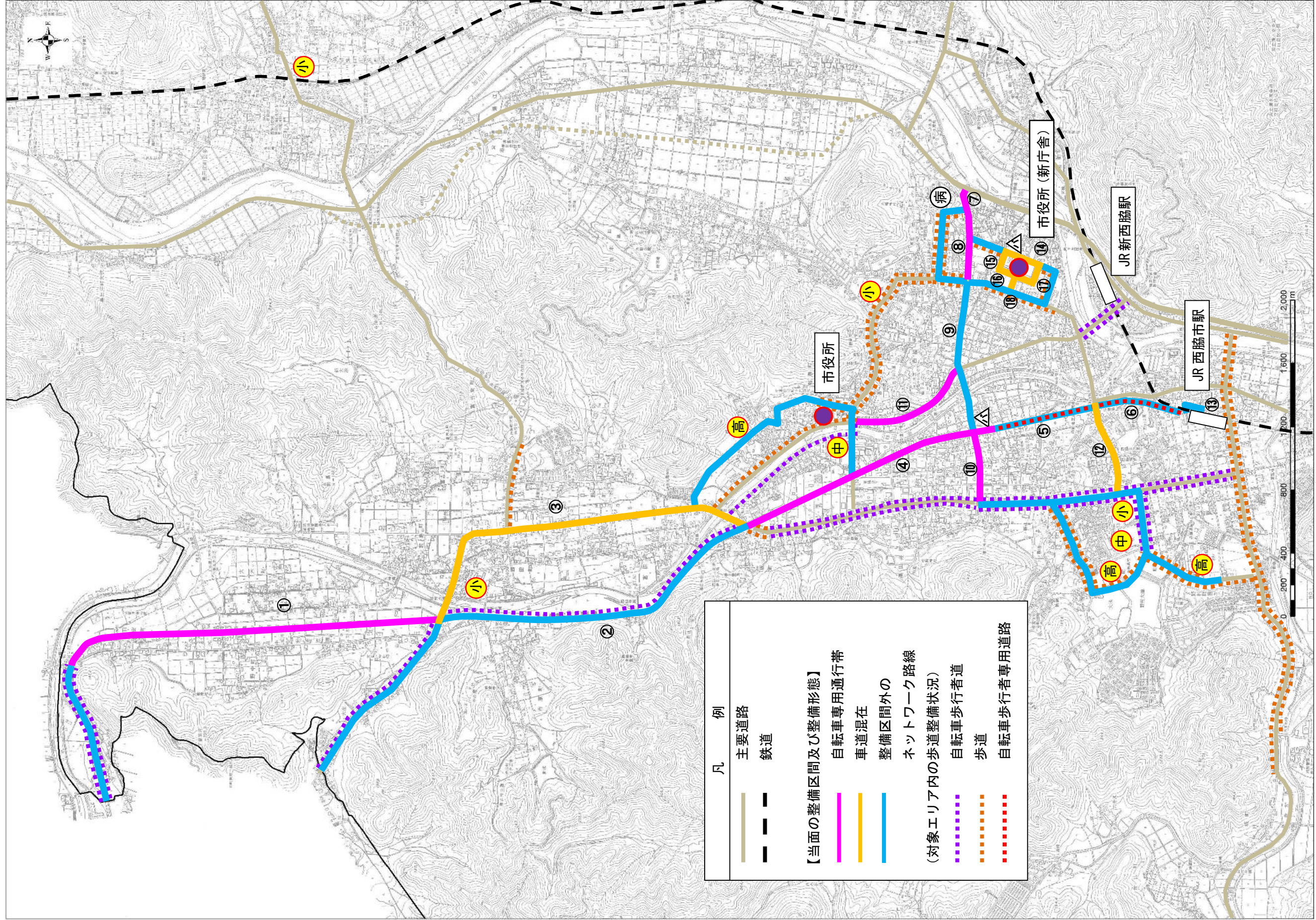
番号	路線名	区間	整備形態	延長	道路管理者
⑭	(市)下戸田戎町線	下戸田中交差点～市道南本町下戸田線交差点	車道混在	0.22km	西脇市
⑮	(市)仲之町下戸田線	下戸田中交差点～市道下戸田1号線交差点	車道混在	0.11km	西脇市
⑯	(市)下戸田1号線	市道仲之町下戸田線交差点～市道南本町下戸田線交差点	車道混在	0.22km	西脇市
⑰	(市)南本町下戸田線	市道下戸田1号線交差点～市道下戸田戎町線交差点	車道混在	0.11km	西脇市
⑱	(市)南旭町下戸田線	主要地方道西脇三田線交差点～市道下戸田1号線交差点	車道混在	0.10km	西脇市
合計				9.46km	

※関係機関との協議等により変更となる可能性があります。

参照図面

（P21 西脇市自転車ネットワーク計画図（当面の整備））

西脇市自転車ネットワーク計画図（当面の整備）



第7章 自転車の交通安全に向けた取組（ソフト対策）

自転車は自動車と同様に車両であることから、車用としてのルールやマナーが理解できるよう、より効果的な交通安全教育、交通安全思想の普及を実施していく必要があります。

自転車ネットワークを構築しても、その利用が適切でなければ安全性や利便性を損なうことから、自転車利用者だけでなく、歩行者や自動車の利用者も正しく理解し、安全な交通に役立てる必要があります。市民や各関係機関と連携・協力しながら自転車の交通ルールを周知、啓発していくことが重要です。

1 交通安全教育の推進

(1) 幼児・小学生に対する交通安全教育

幼児については、歩行者としての心得や交通ルールの習得を目標として、また、小学生については、日常生活で安全に道路を通行するために必要な歩行時及び自転車乗用時の基本的な交通ルールやマナーの習得を目標とします。

また、学校園での交通安全教育を効果的なものとするため、啓発資料の配布や幼児や小学生の保護者が日常生活の中で交通ルールや交通マナーを教え、実際の交通の場面でも子どもの模範となる行動をとれるよう、保護者への啓発指導を実施します。



(2) 中学生・高校生に対する交通安全教育

日常生活における交通安全に必要な技能と知識の習得、特に自転車乗用時の交通ルールやマナーの習得に重点を置き、道路を通行する場合は、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標とします。

(3) 成人に対する交通安全教育

自動車等の安全運転は当然のこととして、運転者としての社会的責任を自覚し、知識や技術だけでなく、交通弱者等への思いやりをもって交通安全が実践されるよう、関係機関と連携して啓発・指導に努めます。

また、事業所での安全運転管理及び教育の徹底、社会教育の場や子育て世代が集まる場での指導・啓発を推進します。

(4) 高齢者に対する交通安全教育

加齢に伴う身体機能の低下が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車等の危険行動についての理解を深め、交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な知識・技能を身に付けるための交通安全教育を実施します。

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及や浸透を図り、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践が習慣となるよう、関係機関と連携し、継続的な交通安全運動を推進します。

また、市民に対して、自転車の安全な利用の方法や交通ルール、マナーの徹底などを周知するため、広報誌や市のホームページを活用して継続的に広報していきます。



参考資料

本計画策定のため、西脇市では自転車ネットワーク整備の推進を目的に西脇市自転車ネットワーク推進会議を設置し、検討を行いました。

西脇市自転車ネットワーク推進会議開催状況

開催回	開催年月日	協議内容
第1回	平成28年10月12日	<ul style="list-style-type: none">・ 推進会議開催要領（案）について・ 自転車ネットワーク計画策定について・ 西脇市自転車ネットワーク計画について
第2回	平成29年5月30日	<ul style="list-style-type: none">・ 西脇市自転車ネットワーク計画路線の選定について・ 西脇市自転車ネットワーク計画（素案）について
第3回	平成29年11月24日	<ul style="list-style-type: none">・ 西脇市自転車ネットワーク計画路線の選定について・ 西脇市自転車ネットワーク計画（素案）について
第4回	平成30年1月17日	<ul style="list-style-type: none">・ 西脇市自転車ネットワーク計画（案）について・ 兵庫県自転車ネットワーク整備計画アドバイザー会議について
第5回	平成30年3月28日	<ul style="list-style-type: none">・ 西脇市自転車ネットワーク計画（案）について
第6回	平成30年8月2日	<ul style="list-style-type: none">・ 新庁舎周辺道路の計画について・ 西脇市自転車ネットワーク計画の策定について

西脇市自転車ネットワーク推進会議委員名簿（H28～H30）

所属組織等		氏名	期間
国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所 総括保全対策官	石鍋 一文	H29
		竹井 宏和	H30
兵庫県	県土整備部土木局道路保全課 保全班長	山名 孝志	H28
		多田 孔充	H29～H30
	県土整備部土木局道路街路課主幹 （市町道担当）	井口 智貴	H28～H29
		小倉 正大	H30
	北播磨県民局加東土木事務所 多可事業所課長（道路担当）	平田 昌義	H28
柴崎 和人		H29～H30	
兵庫県警	西脇警察署交通課長	米満 重徳	H28～H30
西脇市	技監	藤原 信一	H28～H29
		福田 嘉孝	H30
	都市整備部長	嶋本 隆男	H28～H29
	建設水道部長	田中 浩敬	H30
	都市整備部土木課長	真鍋 俊哉	H28
		岸本 正昭	H29
	建設水道部工務課長	内橋 慎介	H30
	くらし安心部防災安全課長	岸本 正昭	H28
長谷川 竹彦		H29～H30	